

令和6年 第3回 福岡市東区選挙管理委員会

3月1日（金）

【 議 題 】

- 1 議案第5号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第6号 選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第7号 在外選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和6年4月19日（金）午前10時～

議案第5号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年3月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 827人 |
| | 内訳 死亡者 | 108人 |
| | 市外転出者 | 719人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年3月1日 |

(根拠条文)

・公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和6年3月1日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	0	1	1	14	19	33	14	20	34
2馬出第二	0	2	2	9	8	17	9	10	19
3箱崎第一	1	0	1	13	12	25	14	12	26
4箱崎第二	2	1	3	5	10	15	7	11	18
5箱崎第三	1	0	1	18	12	30	19	12	31
6宮松第一	1	2	3	15	13	28	16	15	31
7宮松第二	1	0	1	20	12	32	21	12	33
8宮松第三	1	2	3	10	13	23	11	15	26
9松島第一	0	1	1	15	12	27	15	13	28
10松島第二	1	1	2	12	6	18	13	7	20
11名島第一	1	2	3	14	6	20	15	8	23
12名島第二	0	2	2	6	4	10	6	6	12
13千早	1	2	3	15	20	35	16	22	38
14千早西	1	2	3	5	7	12	6	9	15
15香陵	0	1	1	3	5	8	3	6	9
16香椎浜	3	1	4	5	8	13	8	9	17
17城浜	0	1	1	2	4	6	2	5	7
18舞松原第一	3	2	5	3	4	7	6	6	12
19舞松原第二	0	1	1	9	6	15	9	7	16
20若宮第一	1	3	4	4	5	9	5	8	13
21若宮第二	1	0	1	4	3	7	5	3	8
22香椎第一	3	1	4	12	5	17	15	6	21
23香椎第二	1	1	2	14	14	28	15	15	30
24香椎下原第一	1	1	2	3	3	6	4	4	8
25香椎下原第二	2	2	4	18	14	32	20	16	36
26香椎東第一	0	0	0	8	9	17	8	9	17
27香椎東第二	0	0	0	3	2	5	3	2	5
28香住ヶ丘第一	5	2	7	17	15	32	22	17	39
29香住ヶ丘第二	2	2	4	2	2	4	4	4	8
30和白第一	2	2	4	6	6	12	8	8	16
31和白第二	2	0	2	7	8	15	9	8	17
32三苫	2	1	3	8	10	18	10	11	21
33奈多第一	2	4	6	3	2	5	5	6	11
34奈多第二	0	1	1	1	0	1	1	1	2
35美和台第一	1	1	2	3	6	9	4	7	11
36美和台第二	1	2	3	12	10	22	13	12	25
37和白東第一	3	3	6	2	3	5	5	6	11
38和白東第二	0	1	1	4	7	11	4	8	12
39西戸崎第一	0	2	2	1	3	4	1	5	6
40西戸崎第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41志賀第一	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42志賀第二	0	0	0	1	0	1	1	0	1
43志賀第三	0	0	0	1	0	1	1	0	1
44照葉第一	0	0	0	0	2	2	0	2	2
45照葉第二	1	0	1	8	9	17	9	9	18
46多々良第一	2	1	3	17	10	27	19	11	30
47多々良第二	1	0	1	7	4	11	8	4	12
48八田	0	1	1	9	8	17	9	9	18
49青葉第一	2	0	2	6	1	7	8	1	9
50青葉第二	0	1	1	2	1	3	2	2	4
合計	52	56	108	376	343	719	428	399	827

議案第6号

選挙人名簿に登録する者について

令和6年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年3月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 登録する者の数 2,879人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和6年3月1日

(根拠条文)

・公職選挙法第22条の規定による。

第二十二條（登録）

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常に登録日後に変更することができる。

※ 登録月

第十九条第二項（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

※ 登録される資格を有する者

第二十一条第一項（被登録資格等）

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和6年2月20日現在登録者数			令和6年3月1日現在抹消者数			令和6年3月1日現在登録者数			移			替			令和6年3月1日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計
										男	女	計	男	女	計			
1馬出第一	2,694	3,056	5,750	14	20	34	50	44	94	28	45	73	37	36	73	2,739	3,071	5,810
2馬出第二	2,174	2,307	4,481	9	10	19	35	26	61	32	27	59	24	14	38	2,192	2,310	4,502
3箱崎第一	2,658	3,049	5,707	14	12	26	47	40	87	40	40	80	33	32	65	2,684	3,069	5,753
4箱崎第二	3,060	3,029	6,089	7	11	18	53	29	82	32	44	76	30	36	66	3,104	3,039	6,143
5箱崎第三	2,799	3,257	6,056	19	12	31	33	24	57	36	40	76	29	24	53	2,806	3,253	6,059
6笹松第一	3,051	2,758	5,809	16	15	31	46	58	104	46	33	79	34	37	71	3,069	2,805	5,874
7笹松第二	3,747	3,814	7,561	21	12	33	79	64	143	51	47	98	43	49	92	3,797	3,868	7,665
8笹松第三	3,131	2,831	5,962	11	15	26	56	48	104	39	33	72	39	39	78	3,176	2,870	6,046
9松島第一	2,960	2,500	5,460	15	13	28	55	52	107	35	27	62	45	32	77	3,010	2,544	5,554
10松島第二	3,215	3,256	6,471	13	7	20	48	38	86	23	29	52	28	32	60	3,255	3,290	6,545
11名島第一	4,527	4,946	9,473	15	8	23	35	38	73	36	30	66	25	33	58	4,536	4,979	9,515
12名島第二	1,884	2,085	3,969	6	6	12	35	19	54	22	23	45	32	23	55	1,923	2,098	4,021
13千早	4,588	5,955	10,543	16	22	38	81	80	161	54	61	115	33	39	72	4,632	5,991	10,623
14千早西	2,438	2,881	5,319	6	9	15	27	19	46	21	30	51	20	23	43	2,458	2,884	5,342
15香陵	2,221	2,692	4,913	3	6	9	17	16	33	10	15	25	8	10	18	2,233	2,697	4,930
16香椎浜	2,650	3,509	6,159	8	9	17	16	20	36	16	22	38	18	20	38	2,660	3,518	6,178
17城浜	1,032	1,496	2,528	2	5	7	4	4	8	13	11	24	19	16	35	1,040	1,500	2,540
18舞松原第一	1,757	2,019	3,776	6	6	12	13	13	26	8	17	25	15	13	28	1,771	2,022	3,793
19舞松原第二	2,137	2,562	4,699	9	7	16	24	28	52	17	15	32	24	24	48	2,159	2,592	4,751
20若宮第一	2,415	2,664	5,079	5	8	13	18	11	29	17	14	31	21	26	47	2,432	2,679	5,111
21若宮第二	1,426	1,489	2,915	5	3	8	14	12	26	11	12	23	19	17	36	1,443	1,503	2,946
22香椎第一	2,819	3,100	5,919	15	6	21	25	25	50	16	27	43	22	25	47	2,835	3,117	5,952
23香椎第二	2,314	2,659	4,973	15	15	30	49	41	90	30	38	68	39	38	77	2,357	2,685	5,042
24香椎下原第一	1,590	1,621	3,211	4	4	8	23	15	38	6	14	20	20	13	33	1,623	1,631	3,254
25香椎下原第二	4,562	4,159	8,721	20	16	36	64	38	102	38	32	70	38	39	77	4,606	4,188	8,794
26香椎東第一	2,946	3,184	6,130	8	9	17	22	24	46	28	34	62	17	34	51	2,949	3,199	6,148
27香椎東第二	2,441	2,725	5,166	3	2	5	19	13	32	10	9	19	11	13	24	2,458	2,740	5,198
28香住ヶ丘第一	4,550	4,411	8,961	22	17	39	60	59	119	49	59	108	45	48	93	4,584	4,442	9,026
29香住ヶ丘第二	2,384	2,754	5,138	4	4	8	27	21	48	15	16	31	13	16	29	2,405	2,771	5,176
30和白第一	2,367	2,544	4,911	8	8	16	31	27	58	30	29	59	34	33	67	2,394	2,567	4,961
31和白第二	2,759	3,118	5,877	9	8	17	38	38	76	16	24	40	32	27	59	2,804	3,151	5,955
32三苫	3,537	3,815	7,352	10	11	21	33	40	73	33	28	61	23	23	46	3,550	3,839	7,389
33奈多第一	2,341	2,694	5,035	5	6	11	14	11	25	12	16	28	18	17	35	2,356	2,700	5,056
34奈多第二	1,136	1,370	2,506	1	1	2	8	7	15	7	10	17	10	7	17	1,146	1,373	2,519
35美和台第一	2,913	3,338	6,251	4	7	11	26	25	51	13	16	29	20	22	42	2,942	3,362	6,304
36美和台第二	3,086	3,622	6,708	13	12	25	46	36	82	22	26	48	53	56	109	3,150	3,676	6,826
37和白東第一	2,600	2,816	5,416	5	6	11	29	17	46	15	16	31	11	12	23	2,620	2,823	5,443
38和白東第二	2,372	2,609	4,981	4	8	12	32	25	57	22	32	54	16	17	33	2,394	2,611	5,005
39西戸崎第一	1,796	2,038	3,834	1	5	6	17	10	27	6	10	16	6	15	21	1,812	2,048	3,860
40西戸崎第二	592	652	1,244	0	0	0	2	4	6	2	5	7	3	0	3	595	651	1,246
41志賀第一	419	482	901	0	0	0	1	0	1	1	3	4	2	1	3	421	480	901
42志賀第二	72	99	171	1	0	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	72	101	173
43志賀第三	105	112	217	1	0	1	0	0	0	2	0	2	2	0	2	104	112	216
44照葉第一	1,303	1,393	2,696	0	2	2	19	13	32	9	7	16	2	6	8	1,315	1,403	2,718
45照葉第二	3,406	3,798	7,204	9	9	18	63	58	121	18	23	41	60	57	117	3,502	3,881	7,383
46多々良第一	4,858	4,330	9,188	19	11	30	55	30	85	58	36	94	45	42	87	4,881	4,355	9,236
47多々良第二	1,020	1,169	2,189	8	4	12	7	12	19	8	6	14	9	13	22	1,020	1,184	2,204
48八田	2,472	3,114	5,586	9	9	18	23	14	37	16	18	34	22	24	46	2,492	3,125	5,617
49青葉第一	2,490	2,931	5,421	8	1	9	22	30	52	14	14	28	15	18	33	2,505	2,964	5,469
50青葉第二	1,971	2,190	4,161	2	2	4	10	9	19	13	11	24	7	8	15	1,973	2,194	4,167
合計	123,785	135,002	258,787	428	399	827	1,552	1,327	2,879	1,096	1,174	2,270	1,171	1,199	2,370	124,984	135,955	260,939

議案第7号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年3月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 抹消する者の数 2人
内訳 住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 2人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和6年3月1日

※参考：在外選挙人登録数（東区）		
男	38人	女 91人
計	129人	
(R6.3.1委員会終了後)		

(根拠条文)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。